

整理番号	19
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

7714 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡家庭教育サポート協会 総会、意見交換		
年 月 日	令和元年5月12日~令和元年 月 日	金 額	10,000 円

目 的	家庭における子育て、不登校や引きこもりなどの各種相談等カウンセリングを通じ子どもや若者の生活のサポートをする
使 途	研修費用 (参加費)
政務活動・ 県政との 関 連 性	研修の成果を委員会や本会議での質問の参考とし提言に役立てる

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	10,000	100%	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

佐野 優子

様 No.

金額

¥ 10000

但

研修代金

2019年 5月 12日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額 (%)



収入印紙

〒25-0077 焼津市五ヶ堀之内1644番地の1

特定非営利活動法人

静岡家庭教育サポート

理事長 志水 和



2019年4月11日

会員 各位



特定非営利活動法人
静岡家庭教育サポート協会
理事長 志水 和子

2019年度総会のご案内

陽春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、当協会の活動にご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、NPO法人静岡家庭教育サポート協会2019年度総会を下記の通り開催いたします。お忙しいことと存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

返信封筒を同封いたしましたので、出欠表に記入いただき、ご欠席の方は委任状の提出をお願いいたします。

また、総会后に お楽しみもありますので、皆様のご参加をお待ちしております。

記

- 1. 日時 2019年5月12日 (日) 13:30~15:00
- 2. 総会 13:30~14:10
- 3. お楽しみ (アトラクション) 14:20~15:00
- 4. 場所 焼津市豊田公民館 ~~大ホール~~ 2階研修室

焼津市小屋敷258-1

*当日の連絡先 :



4/22 郵送済
以上

きりとり

NPO 法人静岡家庭教育サポート協会 2019年度総会 出欠表

氏名 佐野愛子

出席

ご欠席

委 任 状

総会におけるすべての権限を議長に一任します。

2019年 月 日

住所

氏名

印

整理番号	20
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャー 支 出 証 拠 書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ICレコーダー購入 (1台)		
年 月 日	令和元年 5月14日～令和 年 月 日	金 額	5,730円

目 的	研修会や講演会、意見聴取などの場所で記録するため
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____
<<領収書貼付枠>> 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用	11,460円	1/2	5,730円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

Nojima

www.nojima.co.jp

領 収 書

様

支払者: 佐野愛子

¥11,460

(内消費税等 ¥848)
内訳 現金 ¥11,460

但

但書き: ICレコーダー

2019年05月14日 (火)

株式会社ノジマ 054-645-5551



お買上げ日 2019年05月14日 15:55

ご購入店 藤枝駅前店

TEL 054-645-5551

販売員

ご購入店 109 伝票No. 038434

顧客ID

1 07 ICレコーダー P
ICDUX560F NC 4548736016552
11,664 × 1 内 11,664

本体価格計 ¥10,800
消費税等 8.0% ¥864
合 計 ¥11,664
現 金 ¥11,460
ポ イ ン ト ¥204
お 予 買 り ¥20,000
お 金 釣 り ¥8,540

今回加算ポイント 115
次回ご利用可能ポイント 115

レシート番号: J190514109038434



このレシートを保証書に貼って一緒に
保管ください。

ノジマプライベートブランド
**今 ELSONIC商品
だけ! プレゼント!!**

公共料金 各種料金

税金 電話 電気 ガス 水道 など

お支払いOK!

当社なら各種料金プラン
お安くさせていただきます!

*プレゼントは料金プランをご相談頂いた方のみ対象
*切取り無効。モバイル会員様限定となります。
有効期限レシート発行日より1ヶ月

整理番号	21
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	[Redacted]
----	-------	----	-------	---	-------	------------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	NPO 法人藤枝市スポーツ協会 令和元年度総会、懇親会		
年月日	令和元年5月31日~令和元年 月 日	金額	5,000円

目的	令和元年度 NPO 法人藤枝市スポーツ協会総会、懇親会出席
使途	懇親会会費
政務活動・ 県政との 関連性	総会議案の聴取、出席関係者との意見交換や情報収集する

《領収書貼付枠》

分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	6,000円	/	支払限度額を充当
		100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

No.

A

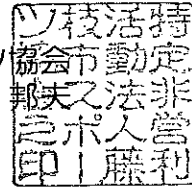
様

¥6,000-

但し、 NPO法人藤枝市スポーツ協会懇親会費

令和元年5月31日 上記正に領収いたしました

NPO法人藤枝市スポーツ協会
会 長 河島



支取者: 佐野愛子

飲食を伴うため 5,000円のみ充当する

出

平成31年4月吉日

県議会議員 佐野 愛子 様

NPO法人藤枝市スポーツ協会
会長 河島 邦夫

令和元年度NPO法人藤枝市スポーツ協会総会・懇親会開催のご案内

日頃、本協会の事業運営につきまして、格別なるご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご出席いただきたくご案内申し上げます。

また、懇親会の席上ご祝辞を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 日 時 令和元年5月31日(金) 19時00分～

2. 場 所 小杉苑 藤枝市青木2丁目35-30 TEL054-641-3321

3. 会 費 6,000円

4. その他

(1) 出欠席につきましては、準備の都合もございまして、同封のハガキを5月17日(金)までにご返信願います。

(2) 会費につきましては、当日受付へ納めてください。

5/17 出ハガキ

事務局 NPO法人藤枝市スポーツ協会
藤枝市駅前三丁目21番1号

電話:641-1112

Fax :641-1179

E-mail:fujieda-sports@vc.tnc.ne.jp

整理番号	22
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (令和1年6月分)		
年月日	令和1年 6月 5日 ~ 令和元年 月 日	金額	28,998 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費 ~~対象~~ 経費を除いた金額 (57,996 円) に 1/2 を乗じた額を充当する
 計算根拠は平成 31 年 4 月の添付書を参照ください
 (整理番号)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動費と私用で按分	57,996 円	1/2	28,998 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
	課税		千円

令和 1年 6月分						
年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引	残高	備考
		繰越残高				
1-06-05	BF	68,726	ホンダファイナンス			

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

令和 1年 6月30日時点

残高	
----	--

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	預入日 取扱日	預入期間 (据置期間)	利率(%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。
 その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。



整理番号 23

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和元年度年会費及び送料 NPO 法人くすり・たべもの・からだの協議会		
年月日	令和元年6月6日～令和元年 月 日	金額	2,948 円

会の趣旨・目的	健康寿命の延伸を実現するため、薬や食べ物に関する正しい知識を普及させ豊かな生活の構築に寄与する
会の活動内容等	健康に関し広い分野における様々な情報を講演会や講座等を介して発信する
政務活動・県政との関連性	県民の健康推進施策として総合計画等への提案に役立てる

《領収書貼付枠》
 事業年度5月1日から翌年4月30日のため
 令和1年5月～令和2年3月分を請求する
 3,216円×11/12月=2,948円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（定款）

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,216円	11/12月	2,948円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-06-06	23003	通帳送金
記号	番号	
*****	XXXXXXXXXX	
取扱番号	お取引金額	
N072	*3,000	
	残高	
XXXXXXXXXX		
スルガ銀行		
草薙支店		
普通	3473774	
トクヒ・クスリタハモノカラタノキヨウキカイ		
送金料金	*216円	
振込予定日	01-06-06	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちよ銀行 —

領 収 証 (個人)

佐野 愛子 様

領収金額	¥ 3,000.-
------	-----------

(うち消費税額等)

但 令和元年度 年会費として¥3,000.-

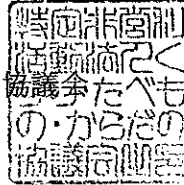
上記正に領収いたしました

令和1年6月6日

静岡県静岡市清水区中之郷二丁目14番9号

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの

理事長 山 田 静 雄



扱者印

令和元年 5月 31日

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

会員 各位

年会費納入のお願い

拝啓 青葉の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和元年度年会費 3,000 円の納入をお願い申し上げます。6月 15 日の講演会時、受付にお支払いいただくか、6月末までにお振込みをお願いいたします。

今後ともご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

【振込先】銀行名： スルガ銀行 草薙支店 (店番号 709)

口座番号：普通預金 3473774

口座名義：特定非営利活動法人くすりたべものからだの協議会
トクヒ) クスリタバモノカラダノキョウギカイ

NPO 法人「くすり・たべもの・からだの協議会」

理事長 山田 静雄

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学 大学院薬学研究院薬食研究推進センター

TEL (054) 264-5625、 FAX (054) 264-5626

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会」と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、社会が高齢化する中、国民の健康寿命の延伸を実現するべく、広く市民に対して、「くすり」と「たべもの」の研究及び啓発等に関する事業を行い、もって健康な「からだ」を作り、豊かな生活の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 国際協力の活動
- ⑥ 科学技術の振興を図る活動
- ⑦ 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 当法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業
- ② 国内外の学術集会の開催及びその支援事業
- ③ 健康科学に対する教育支援事業
- ④ 健康科学に関わる人材の育成支援事業
- ⑤ 研究者の海外からの招聘事業、研究者の海外への派遣事業その他の

国際交流支援事業

- ⑥ 公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業
- ⑦ 災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業
- ⑧ 食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業
- ⑨ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

- ① 正会員
当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 協力会員
当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 当法人に入会しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長が定める入会申込書により、理事長に入会を申し込むものとする。

- 2 理事長は、入会申込者の入会を拒否すべき正当な理由がある場合を除き、入会申込者の入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、入会申込者の入会を拒否するものと決したときには、速やかに、理由を付した書面をもって入会申込者に対し、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金等（入会金及び会費をいう。以下この条で同じ。）を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会員に以下に定める事由がある場合には、理事長はその会員の入会金等の納入を免除することができる。この場合には、会員は事由を証明する書面その他理事長の求める書面を提出しなければならない。
 - ① 会員が学生又は生徒である場合
 - ② 会員が震災、火災、水害その他の災害のため入会金等の納入が困難である場合
 - ③ 会員が傷病のため入会金等の納入が困難な場合
 - ④ 会員が生活保護法に基づく保護その他の公的扶助を受けている場合
 - ⑤ 前各号のほか、入会金等の納入が困難であると理事長が認める場合

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 個人である会員が死亡したとき。
- ③ 団体である会員が解散（合併による解散を除く。）したとき。
- ④ 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- ① 法令及びこの定款に違反する行為をしたとき。
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長 1名
- ② 副理事長 1名以上2名以内
- ③ 理事（理事長及び副理事長を含む。） 3名以上20名以内
- ④ 監事 1名以上

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事長及び副理事長の選任に関する細則は、別に理事会で定める。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になるこ

とができない。

- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれることになってはならない。
- 7 役員のうちには、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を管理し、あらかじめ理事会で定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 4 監事は次の職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② 当法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前各号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第13条に定める最少の役員数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数(定数に上限と下限の定めがある場合には、定数の下限)の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - ③ 前各号のほか、やむを得ない事由があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を支給することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会で別に定める。

第5章 顧問及び相談役

第20条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の議決により理事長が委嘱する。
- 3 任期その他の顧問及び相談役に関する細則は、別に理事会で定める。

第6章 総会

(総会の種別)

第21条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び活動予算の決定
- ⑤ 事業計画及び活動予算の変更
- ⑥ 事業報告及び活動決算

- ⑦ 役員を選任又は解任、職務並びに報酬
- ⑧ 顧問及び相談役を選任及び解任
- ⑨ 会員の除名
- ⑩ 入会金及び年会費の額
- ⑪ 借入金(その事業年度内の収益をもって弁済する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ その他当法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回、6月に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
 - 3 総会の運営に関する細則は、別途総会で定める。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を期日とする臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の5日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権)

第29条 会員の表決権は、平等とする。

- 2 団体である正会員は、総会に、その代表者が出席するものとする。ただし、代表者が出席できない場合には、あらかじめ届け出た役員又は職員を出席させることができる。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員に代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第49条及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合については、その数を付記することを要する。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。
- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事全員をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
 - ② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - ③ 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会の運営の細則に関しては、理事会において別途定める。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内を期日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的記録により、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の了解がある場合はこの手続を省略することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知されていない事項であっても、災害への対応その他緊急を要する事

項については、理事会で議決することを妨げない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記することを要する。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

⑥ 前条の規定に基づいて理事会の決議があったものとみなされた場合には、その旨

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選出された2名以上の議事録署名人が署名押印又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づいて理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長及び議事録の作成に係る職務を行った者が署名押印又は記名押印しなければならない。

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 入会金
- ③ 会費
- ④ 寄附金品
- ⑤ 財産から生じる収益
- ⑥ 事業に伴う収益
- ⑦ その他の収益

(資産の管理)

第41条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

(会計の原則)

第42条 当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画及び活動予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

- 2 前項の規定に基づいて執行された収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設ける。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、総会において既定の予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 当法人が解散したとき（第1項第4号及び第5号の場合を除く。）は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が、解散（前条第1項第4号及び第5号の場合を除く。）した

ときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第53条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

第54条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第12章 雑則

第55条 この定款の施行に際し必要な細則は、理事会の議決により定める。

附 則

(施行日)

第1条 この定款は、当法人の設立の日から施行する。

(初年度の役員)

第2条 当法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 山田 静雄

副理事長 影山 慎二

理 事 伊藤 由彦

理 事 木村 緑

理 事 速水 慎介

監 事 賀川 義之

2 設立当初の役員の任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、当法人の設立の日から平成28年6月30日までとする。

(初年度の事業年度)

第3条 当法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成27年4月30日までとする。

(初年度の事業計画及び活動予算)

第4条 当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

(初年度の入会金及び年会費)

第5条 当法人の設立当初の入会金は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金2,000円
- ② 団体である正会員 金10,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

2 当法人の初年度の事業年度における年会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- ① 個人である正会員 金3,000円
- ② 団体である正会員 金20,000円
- ③ 協力会員 金1,000円

附 則

変更後の定款は、平成27年3月15日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成27年 7 月 9日から施行する。

第1号議案

第5期事業報告書

平成30年5月1日から平成31年4月30日まで

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

1 事業の成果

以下の事業を実施した。

(1) 講演会

ア 第14回講演会

講演日：平成30年6月23日

場 所：静岡グランシップ11階

(ア) 講演者：濱野 敦 医師

演 題：おねしょは、子どもの大問題

(イ) 講演者：影山慎二 医師

演 題：大人の頻尿・尿失禁は、人に言えない、薬ではよくなる、
さあどうする、オムツで何とかする、カテーテルで何とかする

(ウ) 講演者：江藤江里奈 看護師

演 題：自己導尿・カテーテル留置による排尿管理のやり方とメリット

(エ) 講演者：佐藤文恵 看護師

演 題：認知症の尿漏れをどうする

公的サポートの受け方、認知症カフェなどの実情と利用方法

(オ) 講演者：山田静雄 特任教授

演 題：排尿トラブルに効果のある健康食品

当法人役員と企業のコラボレーション

イ 第15回講演会

講演日：平成30年9月22日

場 所：静岡グランシップ11階

(ア) 講演者：寺村 淳 先生

演 題：認知症にならないために

(イ) 講演者：斎藤一郎 先生

演 題：口腔から考える全身のアンチエイジング医学—不老は口から—

ウ 第16回講演会

講演日：平成30年12月15日

場 所：静岡グランシップ11階

(ア) 講演者：相原由花 先生

演 題：アロマセラピーの不思議な世界

～香りを心と体の健康に役立てよう～

(イ) 講演者：木村慧心 先生

演 題：インド五千年の智慧“ヨーガ”～健康長寿の秘密を学ぶ～

エ 第17回講演会

講演日：平成31年3月23日

場 所：静岡グランシップ11階

(ア) 講演者：藤井美由紀 先生

演 題：自然一体型統合医療 健康寿命の延伸

(イ) 講演者：伊藤壽記 先生

演 題：がんの統合医療—生活の質のさらなる向上を求めて

(2) 健康フェア

ア 開催日：平成30年6月23日

場 所：静岡グランシップ11階

内 容：血管年齢、肺年齢、ストレス度、体脂肪チェック

イ 開催日：平成30年9月22日

場 所：静岡グランシップ11階

内 容：血管年齢、肺年齢、ストレス度、体脂肪チェック

(3) 広報誌の発行

発行日：平成30年9月14日（第7号）

：平成30年12月7日（第8号）

(4) ボディケアエクササイズ教室の開催

開催日：毎月3～4回定期的に開催

場 所：アイセル21

(5) 調査研究

日 時：平成27年7月から継続中

内 容：多剤併用の高齢患者に関する抗コリン様有害事象の調査研究

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対 象者の 範囲 (E)人数	事業費の 金額(単 位:千円)

薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業	多剤併用の高齢患者に関する抗コリン様有害事象の調査研究	(A)平成 27 年 7 月から (継続中) (B)静岡県立大学ほか (C)10 名	(D) (E)不特定多数	0 (※)
国内外の学術集会の開催及びその支援事業	第 4 回薬食国際カンファレンス (ICPF2018) ~健康長寿への貢献~に対する後援又は支援	(A)平成 30 年 11 月 14~16 日 (B)日本平ホテル (C)20 名 24	(D)不特定多数 (E)250 名	825
健康科学に対する教育支援事業	(実施せず。)			0
健康科学に関わる人材の育成支援事業	(実施せず。)			0
研究者の海外からの招聘事業, 研究者の海外への派遣事業その他の国際交流支援事業	(実施せず。)			0
公開市民講座の開催その他の健康科学の普及啓発事業	第 1 4 回講演会	(A)平成 30 年 6 月 23 日 (B)グランシップ (C)20 名	(D)不特定多数名 (E)130 名	1, 820
	第 1 5 回講演会	(A)平成 30 年 9 月 22 日 (B)グランシップ (C)20 名	(D)不特定多数名 (E)119 名	
	第 1 6 回講演会	(A)平成 30 年 12 月 15 日 (B)グランシップ (C)20 名	(D)不特定多数名 (E)101 名	

	第17回講演会	(A)平成31年3月23日 (B)グランシップ (C)20名	(D)不特定多数名 (E)83名	
	健康フェア	(A)平成30年6月23日 平成30年9月22日 (B)グランシップ (C)15名	(D)不特定多数名 (E)50名	
	ボディケアエクササイズ	(A)毎月3~4回 (B)アイセル21 (C)3名	(D)不特定多数名 (E)延べ711名	
災害時の医療従事者の派遣その他の救援支援事業	(実施せず。)			0
食品及び医薬品の安全に関する情報の発信事業	(実施せず。)			0
その他当法人の目的を達成するために必要な事業	会報誌の発行	(A)平成30年9月14日(第7号) 平成30年12月7日(第8号) (B)静岡県立大学ほか (C)5名	(D)(E)不特定多数名	8

※ 薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業に関する具体的事業については、その事業費の全額を（事業を共同で行っている）静岡県立大学が支出したことから、当法人の事業費の支出はなかった。

- (2) その他の事業
実施しなかった。

平成 30 年度 特定非営利活動に係る事業会計活動計算書

平成 30 年 5 月 1 日 から 平成 31 年 4 月 30 日 まで

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

科 目	金 額 (単位：円)	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
入会金収入	32,000	32,000
2 会費収入		
年会費収入	571,000	571,000
3 事業収入		
事業収入	150,000	150,000
4 補助金等収入		
5 負担金収入		
6 寄付金収入		
寄付金収入	104,000	104,000
7 雑収入		
受取利息	45	45
経常収入合計		857,045
II 経常支出の部		
1 事業費		
臨時雇賃金	36,628	
交際費	48,634	
会議費	15,400	
旅費交通費	379,370	
印刷製本費	132,840	
賃借料	319,510	
諸謝金	512,303	
助成金支出	480,000	
雑費	10,403	1,935,088
2 管理費		
給料手当	170,669	
旅費交通費	11,700	
通信費	64,698	
消耗品費	13,554	
印刷製本費	343,133	
寄付金支出	10,000	
事務費	97,200	
雑費	7,020	717,974
経常支出合計		2,653,062
経常収支差額		△ 1,796,017
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入		
2 敷金・保証金収入		
3 借入金返済収入		
4 特定預金収入		
5 繰入金収入		
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出		
2 敷金・保証金支出		
3 借入金返済支出		
4 特定預金支出		
5 繰入金支出		
当期収支差額		△ 1,796,017
前期繰越収支差額		5,565,853
次期繰越収支差額		3,769,836
(正味財産増減の部)		

科 目	金 額 (単位：円)		
V 正味財産増加の部		1,796,017	
1 資産増加額			
2 負債減少額			
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額			1,796,017
2 負債増加額			△ 1,796,017
減少額合計			5,565,853
当期正味財産増加額			3,769,836
前期繰越正味財産			
当期正味財産合計			

第3号議案

第6期事業計画書

令和元年5月1日から令和2年4月30日まで

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

1 事業の計画

以下の事業を実施する。

(1) 講演会

ア 第18回講演会

講演日：令和元年6月15日

場 所：静岡グランシップ会議ホール「風」

(ア) 講演者：梅垣敬三先生

演 題：健康食品の実態—その使い方、選び方

(イ) 講演者：渡邊泰雄先生

演 題：「予知医学」に役に立つ機能性食品とは？

イ 第19回講演会

講演日：令和元年9月28日

場 所：静岡グランシップ会議ホール「風」

演 題：男にも女にもある更年期

ウ 第20回講演会

講演日：令和元年12月14日

場 所：静岡グランシップ会議ホール「風」

(ア) 講演者：田中 孝先生

演 題：未定

(イ) 講演者：若宮正子先生

演 題：人生100年を楽しく生きる

スマホアプリ開発、長寿社会を楽しむこつ

エ 第21回講演会（令和2年3月21日、講演者、演題未定）

(2) 健康フェア

開催日：講演会開催と同時に実施予定

場 所：静岡グランシップ

内 容：未定

(3) 広報誌の発行

年2回発行予定

(4) 調査研究

日 時：第2期から継続研究

内 容：多剤併用の高齢患者に関する抗コリン様有害事象の調査研究

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額(単位:千円)
薬と食による健康寿命の延伸に資する学術研究及びそれらの啓発のための支援事業	多剤併用の高齢患者に関する抗コリン様有害事象の調査研究	(A) 平成27年7月から(継続中) (B) 静岡県立大学ほか (C) 10名	(D) (E) 不特定多数	100
	地域との保健医療に関する共同研究および認知症予防の普及啓発事業	(A) 令和元年9月から (B) 静岡県立大学周辺地域 (C) 未定	(D) (E) 不特定多数	30
国内外の学術集会の開催及びその支援事業	(実施予定なし)			0
研究者の海外からの招聘事業、研究者の海外への派遣事業その他の国際交流支援事業				
健康科学に対する教育支援事業	(実施予定なし)			0
健康科学に関わる人材の育成支援事業	サプリメント指導士(仮称)の養成支援講座の開催	(A) 未定 (B) 未定 (C) 未定	(D) 不特定多数名 (E) 未定	30

公開市民講座 の開催その他の 健康科学の 普及啓発事業	第18回講演会	(A) 令和元年6月 15日 (B) グランシップ (C) 20名	(D) 不特定多 数名 (E) 300名	200
	第19回講演会	(A) 令和元年9月 28日 (B) グランシップ (C) 20名	(D) 不特定多 数名 (E) 300名	200
	第20回講演会	(A) 令和元年12 月14日 (B) グランシップ (C) 20名	(D) 不特定多 数名 (E) 300名	200
	第21回講演会	(A) 令和2年3月 21日 (B) グランシップ (C) 20名	(D) 不特定多 数名 (E) 300名	200
	薬と食による健康長寿 の推進地域講座	(A) 令和元年9月 から (B) 静岡県立大学 周辺地域 (C) 未定	(D) (E) 不特 定多数	30
災害時の医療 従事者の派遣 その他の救援 支援事業	(実施予定なし)			0
食品及び医薬 品の安全に関 する情報の発 信事業	(実施予定なし)			0
その他当法人 の目的を達成 するために必 要な事業	会報誌の発行	(A) 不定期 (B) 主たる事務 所・静岡県立 大学ほか (C) 5名	(D) (E) 不特 定多数名	50

(2) その他の事業
実施予定なし。

第4号議案

第6期 予算書
 (自) 令和元年5月 1日
 (至) 令和2年4月30日

特定非営利活動法人くすり・たべもの・からだの協議会

(単位:円)

	科目	予算額	前年度予算額	差額	備考
収入の部	I 経常収入の部				
	1. 会費収入				
	(1) 入会金				
	個人正会員	20,000	20,000	0	@2,000×10名
	法人正会員	100,000	100,000	0	@10,000×10社
	(2) 会費収入				
	個人正会員	300,000	360,000	▲ 60,000	@3,000×100名
	法人正会員	1,000,000	1,000,000	0	@20,000×50社
	2. 事業収入				
	公開市民講座収入	300,000	300,000	0	@500×300名×2回
エクササイズ参加費	0	150,000	▲ 150,000		
3. 寄付金収入					
寄付金	800,000	3,500,000	▲ 2,700,000	@10,000×20口(法人), 3,000×200口(個人)	
	収入の部合計	2,520,000	5,430,000	▲ 2,910,000	
支出の部	II 経常支出の部				
	1. 事業費				
	学術研究費	300,000	1,000,000	▲ 700,000	
	学術集会開催費	0	0	0	
	人材育成事業	0	0	0	
	人材招聘費	0	0	0	
	公開市民講座開催費	800,000	1,200,000	▲ 400,000	講演会広告宣伝費
	災害派遣事業	0	0	0	
	情報発信事業	0	0	0	
	2. 管理費				
	役員報酬	0	0	0	
	給与手当	800,000	800,000	0	
	福利厚生費				
	会議費	100,000	100,000	0	
	旅費交通費	100,000	300,000	▲ 200,000	
	通信運搬費	80,000	100,000	▲ 20,000	会報・資料送付費用
	備品費	100,000	550,000	▲ 450,000	
	消耗品費	100,000	100,000	0	
	修繕費				
	印刷製本費	25,000	50,000	▲ 25,000	
	燃料費				
	交際費				
	賃借料				
	保険料	0	30,000	▲ 30,000	
	諸会費				
	租税公課				
	寄付金支出				
委託費					
支払利息	0	0	0		
雑費	50,000	50,000	0		
	支出の部合計	2,455,000	4,280,000	▲ 1,825,000	
	当期収支差額	65,000	1,150,000	▲ 1,085,000	
	繰越収支差額	3,769,836	5,565,853	▲ 1,796,017	
	次期繰越収支差額	3,834,836	6,715,853	▲ 2,881,017	

整理番号	24
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7715 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	Biviキャン公開講座参加 『人生100年時代を生きるワザ』		
年月日	令和元年6月6日～令和元年 月 日	金額	1,000円

目的	研修参加し最新の医療情報を得る
使途	講座参加
政務活動・ 県政との 関連性	研修の内容を議会での質問の参考とする
<<領収書貼付枠>>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

No. 010606136

領 収 証

佐野 様

金 1,000円

但し【BiViキャン】公開講座 6/6 参加費

上記正に領収いたしました

令和 元年 6 月 6 日

藤枝市前島 1 丁目 7-10

藤枝市産学官連携推進協議会

(静岡産業大学)

会長 堀川 知 廣



支払者: 佐野 愛子

整理番号 25

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料及び送金手数料		
年月日	令和元年6月6日～平成 年 月 日	金額	48,816 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和元年5月分コーナー料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-06-06	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N066	*48,600	
	残高	
島田信用金庫 本店営業部 普通 916955 カ) エフイーエムシマタ*		
送金料金	*216 円	
振込予定日	01-06-06	
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	48,816 円	/	48,816 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御請求書

2019年5月31日

No. 607

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2019年5月度

期間 2019/05/01~2019/05/31

ご請求額 ¥48,600

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

お振込み先

島田信用金庫 本店営業 普通 0916955

株式会社FM島田

費 目	請求金額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消費税等 (8.0%)	3,600	
合 計	¥48,600	



整理番号	26
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	2019年度年会費 藤枝市日中友好協会		
年月日	令和元年6月8日～令和元年 月 日	金額	3,600 円

会の趣旨・目的	各界の人々が日中友好を深め相互理解を図り日本と中国の平和と繁栄に貢献する
会の活動内容等	日中の教育、文化、芸術、経済など各分野にわたる交流の促進
政務活動・県政との関連性	静岡県の日中友好や相互交流の一環として発展のための調査を行う

<<領収書貼付枠>>

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,600 円	100%	3,600 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

佐野 愛子 様

No. _____

金額							
		4	3,600	-			

収 入
印 紙

内 訳 _____

但 2019年度年会費

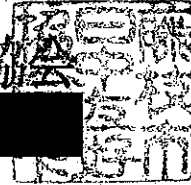
現 金 _____

2019年 6 月 8 日 上記正に領収いたしました

小切手 / _____

手 形 / _____

藤枝市日中友好協会



係印

消費税額等 (%) _____



佐野 愛子 静岡県議会議員 様

2019年5月9日
藤枝市日中友好協会
会長 天野 利彦

藤枝市日中友好協会「第31回定期総会」開催のご案内

新緑の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動に多大なご支援ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、2019年度の「定期総会」および「懇親会」を下記の通り開催いたします。公私ともにご多用かとは存じますが、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

記

日時 6月8日(土) 受付 午後3時00分 総会開始 午後3時30分

会場 藤枝市民会館 会議室(2階)

藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所敷地内 TEL054-643-3931

■定期総会の出席・欠席につきまして、6月1日(土)までに同封返信用ハガキでご連絡をお願いします。欠席の方には定期総会委任状を兼ねております。

事務局 〒426-0025 藤枝市藤枝1-4-12 江崎新聞店内

■役員理事の皆様 当日午後2時30分より会議室(2階)で打合せを行います。ご参集ください。

○ ■本年度年会費 3,600円 納入のお願い

総会にご出席の方は、当日受付でお納めください。

(なお総会懇親会は当日参加者のみ、受付にて2000円集金いたします)

総会に欠席の方は、6月末までに同封の「JAバンク振込依頼書」をご利用いただき、年度年会費 3,600円お振込ください。

なお、誠に恐縮ですが振込手数料はご負担いただきたく存じます。

・JAバンク 青島支店 普通 口座番号 108363

・静岡銀行 藤枝支店 普通 口座番号 0660627

総会
懇親会) 出席 5/16
ハガキ

藤枝市日中友好協会

藤枝市日中友好協会規約

(名称)

第一条 この会は藤枝市日中友好協会といい、事務局を藤枝市におく。

(目的)

第二条 この会は思想・信条・政党政派の違いをこえて各界各層の日中友好を願う人々が、日中共同声明、日中平和友好条約を基礎とし、藤枝市において日中両国民の相互理解と友好を深め、日本と中国の平和と繁栄に貢献する事を目的とする。

(事業)

第三条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①日本と中国の教育・文化・芸術・学術・技術・経済・体育・医療など各分野にわたる交流の促進
- ②友好使節の交流
- ③その他必要な諸活動

(会員)

第四条 この会の目的・規約に賛成し、会費を納めるものを会員とする。

(機関)

第五条 この会には次の機関をおく。

- ①総会
- ②理事会及び常任理事会

総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
総会は会長が招集する。
理事会は理事長が招集し、日常業務を行う。

(役員)

第六条 この会には次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 若干名、理事 若干名、事務局長 1名、会計 1名、監査 2名
役員は総会で選出し、任期は2年とする。
この会に顧問、参与を若干名おくことができる。

(役員選出)

第七条 この会の役員選出は次のとおりとし、総会の承認を得る。

会長・副会長・理事長・副理事長・監査は、役員選考委員会により選出する。
常任理事・理事・事務局長・会計は、会長が委嘱する。
顧問・参与は、会長が委嘱する。

(委員会)

第八条 この会の活動を進めるため、理事会の議を経て各種専門委員会および部会な

どをおくことができる。

(財 政)

第九条 ①この会の財政は会費・事業収入・寄付金でまかなう。

②会計年度は4月1日から始まり3月31日までとする。

(規約の改廃)

第十条 この規約の改廃は総会で行う。ただし、総会出席構成委員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

(附 則)

附則1 この会に定めないものは、日中友好協会全国本部規約及び静岡県日中友好協会規約による。

または、会長が定めることができる。

附則2 この規約は昭和63年7月20日より実施する。

附則3 平成26年6月21日改正。

(参考)

静岡県日中友好協会

事務局 〒420-0867

静岡市葵区馬場町9 田辺ビル3階

Tel 054-255-5695

Fax 054-255-5756

E-mail : shzjcfa@onyx.ocn.ne.jp

公益社団法人 日本中国友好協会

事務局 〒101-0054

東京都千代田区神田錦町1-4

Tel 03-3291-4231

Fax 03-3291-4237

E-mail : kouhou@j-cfa.com

藤枝市国際友好協会

事務局 〒426-0034

藤枝市駅前2-1-5 文化センター2階

Tel 054-270-3232

Fax 054-646-3330

E-mail : haru@ezaki.ne.jp

<Top Pageへ>

<事務局>

〒426-0025

静岡県藤枝市藤枝1-4-12(藤枝江崎新聞店内)

TEL 054-641-0537 FAX 054-644-5520

MAIL haru@ezaki.ne.jp

整理番号 27

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県精神保健福祉協会総会出席時駐車料		
年月日	令和元年6月12日～令和元年 月 日	金額	700円

目的	第58回静岡県精神保健福祉協会総会出席、意見交換
使途	駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	会員との定期的な意見聴取や意見交換を通じて精神保健福祉の課題を提言する
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <h3>領収書</h3> <p> 入庫時間 06月12日 12:50 出庫時間 06月12日 16:09 請求金額 700円 領収金額 700円 領収日 19年06月12日 </p> <p>アイパック常磐町第1駐車場</p> </div>	

分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	700円	100%	700円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 28

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第6回性暴力救援センター全国研修会参加 参加費、往復交通費、駐車料及び宿泊費 (大阪市内で開催)		
年月日	令和元年6月15日～令和元年6月16日	金額	49,040円

目的	第6回性暴力救援センター全国研修会参加
使途	研修会参加費、往復交通費、駐車料、現地宿泊料
政務活動・ 県政との 関連性	性暴力の現状や課題を研修で学び、性暴力被害者に対しさまざまな機関等との連携支援活動等に活かしていきたい

《領収書貼付枠》

分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	49,040円	/	49,040円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

オーシ藤粒

第4パーキング

領収証

精算機 #01 A 精算No.000123
 発券機 #01 発券No.045257
 入庫時刻 2019年 6月15日(土) 09:32
 出庫時刻 2019年 6月16日(日) 19:09
 駐車時間 1日 9:37
 駐車料金 A料金 1,000円
 =====
 合計 1,000円
 現金領収額 1,000円
 お預り 1,000円
 お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2019. 6. 15	
金額	¥10,770 (消費税等込み)	
上記金額確かに領収いたしました		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(40214 3枚)	印紙税申告納	
東海旅客鉄道株式会社	付につき名古屋中村	
藤枝駅	税務署承認済	
藤枝駅-MV発行	50215-01	

領 収 書		様
Receipt		
領収年月日	2019. 6. 16	
金額	¥10,770 (消費税等込み)	
上記金額確かに領収いたしました		
購入商品	JR乗車券類 JR tickets	
(40102 3枚)	印紙税申告納	
東海旅客鉄道株式会社	付につき名古屋中村	
新大阪駅	税務署承認済	
新大阪駅MV820発行	50103-02	

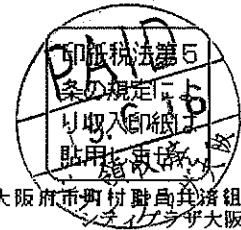
領収書 RECEIPT 佐野 愛子 様

金額 ¥18,913-

但し 御宿泊代として(諸税含む)

2019年06月16日 上記正に領収致しました。

No. 061603122397



(大阪府市町村野島共済組合)

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-31
TEL (06) 6947-7702 FAX (06) 6947-7743

↑ 上限額 16,500円を請求する。

第6回 性暴力救援センター全国研修会

●前売券●

(2日間 5,000円)

-1日目-

●日時 2019年6月15日(土)
13:00~17:45(開場 12:30)

-2日目-

●日時 2019年6月16日(日)
10:00~16:00(開場 9:30)

●会場 マイドームおおさか
1階展示ホールA

※開場時間が異なります。ご注意ください。

性暴力被害者支援のための
ワンストップセンターとは
~その現状と課題~



主催:性暴力救援センター全国連絡会

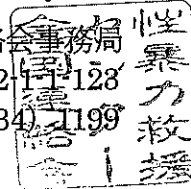
領 収 書

2019年6月15日

金 5,000 円

参考号代とく

性暴力救援センター全国連絡会事務局
大阪市阿倍野区旭町2-1-128
TEL 06 (6634) 2199



支払者: 佐野愛子

上記には食事代を含まず。

研修資料「性暴力救援センター全国研修会議録
1~4集」

佐野様

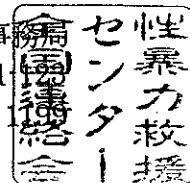
領 収 書

2019年6月15日

金 5,000 円

参考号代

性暴力救援センター全国連絡会事務局
大阪市阿倍野区旭町2-1-1
TEL 06 (6634)



決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p style="text-align: right;">令和元年6月30日</p> <p style="text-align: right;">会派名 ふじのくに県民クラブ</p> <p style="text-align: right;">議員氏名 佐野 愛子</p>						
目 的	「性暴力救援センター全国研修会」参加					
年 月 日	令和元年6月15日～6月16日					
場 所	大阪マイドームセンター					
内 容	<p>1 行程</p> <p>JR 静岡→新大阪→大阪マイドーム→新大阪 →JR 静岡</p> <p>2 参加者及び主な対応者</p> <p>参加者 全国被害者センター関係者約 600 人</p> <p>3 研修内容</p> <p>6月15日</p> <p>講演 ・性暴力・性被害者のためのワンストップセンターの現状と課題 講師 内閣府男女共同参画局 杉田和暁室長</p> <p>・アンケート調査からみる現状と課題 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会 吉澤 尚美</p> <p>・病院拠点型ワンストップセンターの現状と課題 沖縄中部病院 三浦 耕子 阪南中央病院 加藤 治子</p> <p>・シンポジウム</p> <p>6月16日</p> <p>・全国ワンストップセンターの現状報告</p> <p>・学習会 性虐待への対応</p> <p>4 県政への反映</p> <p>先進的に病院拠点型に取り組んでいる大阪府の現状を参考にしたい。静岡県は全国42番目に設立し、相談連携型でありまだまだ充実する課題が多い。国の「性犯罪被害者支援法」の成立に向けて、国会議員を始め全国の関係者の総意を結集する必要がある。静岡の支援センター「sora」の実態がまだまだ知られていないという課題もある。今後の連携を深めたい。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号 29

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気料 (令和元年6月請求分)		
年月日	令和元年6月17日~平成 年 月 日	金額	5,273 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

	年月日	取扱店	お取り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
<13					
<14					
<15					
<16					
<17					
<18					
<19					
<20					
<21	1-06-17	(フィウ) デンゾク)	電気	10,547	
<22					
<23					
<24					

現在高(貸付高)の金額に-(マイナス)がある場合は貸付高を表します
 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	10,547 円	1/2	5,273 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和 1年 6月18日発行

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 1年 6月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 1年 6月17日	10,547円	780円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日割	契約種別	容量	ご使用量 kWh/m ³	領収金額 円 消費税等相当額(再掲) 円	精算額等 円		初回引落割引額 円、銭	燃料費調整額 円、銭	記 事
						金額再掲	再エネ発電促進賦課金 円			
おなまえ		おとくプラン			6,607			-5400		
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A		216	489	637		-44928		
		ビジとくプラン			3,940					
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW		46	291	135		-9568		

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
 ◎おことり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
 月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東
 税務署承認済

中部電力株式会社

〒460-0001 名古屋市中区東新町

整理番号 30

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	社会新報購読料		
年月日	令和元年 6月21 日～令和元年 月 日	金額	2,100 円

目的	各方面における情報収集
使途	2019年4月、5月、6月分新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

社 会 新 報

No. _____ 領 収 証

佐野愛子 様

ご購入ありがとうございます

¥ 2,100 -

2019

社会新報 4~6 月分 ¥900x3

月刊社会民主 月分 ¥

月分 ¥

上記代金として領収致しました

社会民主党機関紙宣伝局 2019年6月21日

分局名 _____

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,100 円	100%	2,100 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 31

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	令和元年7月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和元年6月25日～平成 年 月 日	金額	50,216 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
01-06-25	23442	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N126	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 か) マルトシアオキ		
送金料金	*432円	
振込予定日	01-06-25	
サノアイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

按分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,432円	1/2 %	50,216円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	32
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支 出 証 拠 書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話料、及びモバイル通信料（令和元年5月請求分）		
年 月 日	令和元年 6月7日 ~	年 月 日	金 額 6,099 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 料金合計額 ケタイ補償サービス利用料 $(16,861 \text{ 円} - (380 \text{ 円} + 500 \text{ 円}) \times 1.08) \times 23 \text{ 日} / 30 \text{ 日} \times 1/2 = 6,099 \text{ 円}$ 4月利用のうち、4/1 から 4/7 の分を除き請求する	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	12,198 円	1/2	6,099 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1. 普通預金のお取引 (兼お借入明細)

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
	課税		千円

令和 1年 6月分

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差引残高	備考
		繰越残高			
1-06-27	BF	26,451	シヤックス		

※表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。

3. 定期預金・担保お預かり明細

口座番号	課税区分	マル優お申込日	マル優口座限度額
			千円

令和 1年 6月30日時点

残高	
----	--

取扱番号	満期日	お預かり金額 種類	借入日 取扱日	借入期間 (償還期間)	利率 (%) (中間払利率)	課税区分	満期日の取扱方法 中間払利息取扱方法

※満期日順に表示しています。月末日が休業日の場合は、直前の営業日時点のお預かり明細です。
 その他、表示内容については、宛名ページ裏面の説明をお読みください。



001 1001 0702-101 0084738# 00084757 0002-0002 H****



カードご利用代金明細

カード名: ジャックスV i s aカード
カード番号: 1

お客様番号 ※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義 佐野 様

2019年6月度のご利用代金明細

作成日:2019/6/12

お支払日 2019年6月27日
(木)

お支払
金額 26,451 円

獲得ラブリポイント 132 点

- ① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回
お支払金額小計
- ② リボルビング払の今回お支払金額小計
- ※ ご指定口座へは金融機関の前営業日6
月26日(水)迄にご用意願います。
- ※ 当社と本明細記載以外のご契約があ
り、かつ、ご指定口座が同一の場合
は、合算した金額にてご請求させて頂
きます。

ご利用代金明細

※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。
 ※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用 年月日	ご利用店名 現金通貨額	ご利用部市名など 円換算レート	ご 利 用 番 号	支 払 回 数	支 払 回 目	今 回 の 利 用 金 額 (円)	手 数 料 ・ 利 息 ・ 諸 費 用 (円)	今 回 の お 支 払 金 額 (円)	お 支 払 後 残 高 (円)	ポ イ ン ト 目
19/4/30	ドコモご利用料金	5月分	本人	19/6	1	1	16,861	0	16,861	0 #

<<今回のお支払
明細>>

① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計	
② リボルビング払の今回お支払金額小計	0
③ ④ ⑤ お支払金額	26,451

リボルビング払のお支払内訳

前回の支払後元本残高(円)
諸費用(円)
今回ご利用金額(円)
諸費用(円)
今回お支払金額(円) ①
内 元本(円)
内 手数料・利息(円)
内 諸費用(円)
お支払後残高

リボルビング払のご登録内容

	ショッピング	キャッシング
ご返済方式	元金定額	元金定額
ご返済コース	残高スライド	
ボーナス加算月		
ボーナス加算金額(率)		
手数料・利率	実質年率 0 %	実質年率 %

※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の内容を表示しております。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2019年4月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	16,861円 (1,248円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	16,832円(税込)
カケホ/ライトプラン (2019年 4月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」、「バケットパックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍のポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額(税込) ***

[REDACTED]

[REDACTED]

の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制

2019年7月より、口座振替・請求書払いで個人契約のお客さまを対象に、奇数月(1・3・5・7・9・11月)の請求が5,000円未満(税込)で一定条件を満たした場合、翌月(偶数月)に合算して請求させていただきます。これまでどおり毎月の請求を希望の場合は、「翌月合算請求拒否」をお申し出ください。

株式会社NTTドコモ 料金領収証
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *	
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *	
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

本書は電子文書です。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計) 2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 267	267	FOMA・SMS通信料	4月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 2,900	3,500	データSパック (小容量) 定額料	合 算
	-600	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	1.1G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.1G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 862	300	iモード利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	4月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計) 498	498	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 8%
◇合計 6,727	6,727	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		◇ポイントのお知らせ	
		※その他のステータス情報はWEBをご確認ください。	

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)		
◇基本使用料 (計) 953	1,905	基本使用料 (定額データプランS_バリュー)	パケット料953円含む。	合 算
	-952	定額データ スタンダード割		合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,747	8,348	定額通信料 (定額データプランS_バリュー)	1億パケット以上	合 算
	-953	定額データプランS (無料通信分) 適用額		合 算
	-2,648	定額データ スタンダード割		合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 482	500	moperaU スタンダードプラン利用料		合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料	4月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 494	494	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 8%	
◇合計 6,676	6,676	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		[Redacted]		
		○ポイントのお知らせ		
		[Redacted]		
		※その他のステージ情報はWEDをご確認ください。		

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	Xiシェアオプション定額料	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	1.1G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計) 1,002	300	spモード利用料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバック割引	合 算
	300	ドコモWiFi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWiFi)	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
	-20	eペリリング割引料	4月請求分
◇消費税等相当額 (計) 256	256	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 8%
◇合計 3,458	3,458	合計	
		インターネットドコモからのお知らせ	
		※その他の連携ポイントはWEBをご確認ください	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

整理番号 33

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料 (令和元年6月請求分)		
年月日	令和元年6月28日~平成 年 月 日	金額	2,710 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文書は4月証拠書参照 (整理番号13)

通常貯金 (兼お借入明細)				8		現在高(貸付高)
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額			
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
1-06-28			ガス	5,420		

按分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,420 円	1/2 %	2,710 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 34

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年6月1日～令和元年6月30日	金額	35,470 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 6 月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 33,000	円 2,470	円 35,470	円	円	円 0	円 35,470

受領印
受領日 6月28日

按分の理由	通勤手当金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
通勤手当は政務活動事務と後援会事務の業務時間数で按分して支給	¥2,800 円 (@¥350×8日)	(B)30h / (A)34h	給分33,000 通分 2,470 円 } 35,470円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	4	3.5	月初打ち合わせ、スケジュール調整
5	水			
6	木			
7	金	4	3.5	当月案内文書確認、スケジュール管理
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	4	3.5	県政資料発送準備
12	水			
13	木			
14	金	4.5	4	県政資料発送作業、NPO法人情報収集
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	5.5	5	県政資料発送作業、NPO法人他情報収集
19	水			
20	木			
21	金	4	3.5	当月情報整理、スケジュール調整
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	4	3.5	県政資料、情報ファイリング
26	水			
27	木			
28	金	4	3.5	次月スケジュール確認、各種資料保存処理
29	土			
30	日			
計		(A) 34	(B) 30	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年 6 月 28 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当を算出する。

①(B)[30 時間 00 分]×単価[1,100 円]= 33,000 円

②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 35

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年 6月1日～令和元年 6月30日	金額	57,000 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 6 月分

氏名 [Redacted]

給与	通勤手当 日数12日 ¥350/日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 52,800	円 4,200	円 57,000	円	円	円 0	円 57,000
					受領印	[Redacted]
					受領日	6月28日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	57,000 円	/	57,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月	4	4	スケジュール確認
4	火			
5	水	4	4	資料集め
6	木	4	4	情報収集
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	4	4	資料整理
11	火			
12	水	4	4	県政報告会案内発送準備
13	木	4	4	県政報告会案内発送準備
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	4	4	県政報告会案内発送準備
18	火			
19	水	4	4	案内文書の確認
20	木	4	4	県政報告会案内発送作業
21	金			
22	土			
23	日			
24	月	4	4	県政報告会案内発送作業
25	火			
26	水	4	4	資料ファイリング
27	木	4	4	次月予定確認
28	金			
29	土			
30	日			
計		48	48	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年6月28日

ふじのくに県民クラブ 佐野愛子



[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[48時間 分]×単価[1,100 円]= 52,800 円

②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	36
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

使途項目 サーチャキー 支 出 証 拠 書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	令和元年 6月1日～令和元年 6月30日	金 額	32,400 円

目 的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和元年 6 月分

氏名

給 与	通 勤 手 当	支 給 額 合 計	控 除 額			差 引 支 給 額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
円 32,400	円	円 32,400	円	円	円 0	円 32,400
					受領印	
					受領日	6月28日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	32,400 円	/	32,400 円
		100%	


※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動費 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月	4	4	月初打ち合わせ、当月情報収集(聞き取り)
4	火	4	4	当月情報収集(聞き取り)
5	水	4	4	当月情報収集(聞き取り)、スケジュール調整
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	3	3	当月情報整理、県政資料発送準備
11	火			
12	水	3	3	県政資料発送準備
13	木			
14	金	3	3	県政資料発送作業
15	土			
16	日			
17	月	3	3	県政資料発送作業
18	火			
19	水	3	3	当月案内文書確認、スケジュール調整
20	木			
21	金	3	3	各種資料整理
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	3	3	案内文書、各種資料整理
26	水			
27	木			
28	金	3	3	次月スケジュール確認、 当月資料ファイリング
29	土			
30	日			
計		(A) 36	(B) 36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和元年 6 月 28 日
 会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36 時間 00 分] × 単価 [900 円] = 32,400 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 37

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和元年 6月30日～	令和元年 月 日	金額 7,017 円

目的	各方面における情報収集
使途	6月静岡・朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2019年6月30日

2019年6月分 領収証 発証No. [REDACTED]-201906-1

佐野 愛子 様

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞	1	2,980*
朝日新聞	1	4,037*

合計金額 **¥7,017***
(消費税込み)
(口座振替分)

釣り銭: 10000:2983 5000: 1000:

新聞代のお支払に便利な口座振替
クレジット・PayPayのご利用をどうぞ

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当: [REDACTED]

有限会社 新聞販売 [REDACTED]
県藤枝市宮原534番地
054) 639-0126・0903

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,017 円	100 %	7,017 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 38

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

【 6 月分】 6/30 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	997	18 円 × 997 km / km	17,946

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野愛子

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	17,946 円	100 %	17,946 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2019年度

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6/1	小学校運動会視察、藤枝東、西高校視察	自宅一天王町、城南等	30
2	地区社会福祉協議会、市民文化祭等意見交換	自宅一青北、高洲	25
3	事務整理等	自宅一青木等	26
4	富士山静岡空港視察	自宅一空港	55
5	県教職員代表者意見聴取	自宅一あざれあ	55
6	県教職員代表者意見聴取	自宅一県庁	57
7	書道協会意見交換	自宅一静岡ユーフォニア	57
8	日中友好協会意見聴取。FM島田収録	自宅一岡で山、島田	35
9	手をつなぐ親の会意見交換、連合視察	自宅一イカルミ駅前、	28
10	連合視察帰り	駅前一自宅	20
11	会派議案説明	自宅一県庁	57
13	県立美術館意見交換	自宅一谷田	69
14	駿河学院視察、小笠地区榛原地区意見交換	自宅一東静岡、菊川、金谷	120
15	性犯罪被害者研修	自宅一藤枝駅	10
16	性犯罪被害者研修	駅一自宅	10
17	市議会傍聴、県庁事務	自宅一県庁、市役所	63
18	市議会傍聴、連合意見交換	自宅一岡出山、城南	25
20	シイタケ生産者意見交換	自宅一焼津グランドH	37
21	中学視察、教職員意見交換会	自宅一本郷、静岡	58
22	シルバー人材センター情報収集FM県政報告収録	自宅一島田茶町	36
23	おのころ島意見交換	自宅一青北、焼津	33
28	地域社会福祉視察	自宅一青木、西益津	25
29	男女共同参画学習会、伝統工芸情報収集	自宅一茶町、葉梨等	39
30	みどりネット視察	自宅一高洲島	27
合 計			997

17,946